九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正

〇外務省告示第四百六十一号（令和七年一月三十一日）

日本国政府は、平成二十一年十月三十日にロンドンにおいて採択された「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正」の受諾書を令和七年十二月十六日に国際海事機関事務局長に寄託した。なお、同改正の受諾書を寄託する際に、同議定書の第十四回締約国会議決議ＬＰ五(14)の２の規定に基づき、日本国政府は、令和八年一月十九日から同改正の効力発生までの間、同改正を暫定的に適用する旨の宣言を行った。

同改正が第二十一条３の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。